

2 横浜市北部地域療育センター運営事業

2-1 横浜市北部地域療育センター肢体不自由児通園施設

(1) 運営方針

主に緑・都筑区の就学前の運動発達に遅れがみられる児童・肢体不自由児を対象に、集団および個別での療育を実施します。

原則として親子通園の形態をとり、保護者が療育場面に参加することで、療育の基本的考え方や技術、介助法や児童の特徴を学ぶための支援を行います。子どもの状態や年齢・療育経験によって、児童のみの単独通園や親子分離の形態も取り入れ、通園のみでなく家庭や地域生活で療育効果が発揮されるよう支援を行います。

また、保護者教室や家族教室等に加え、今年度より父親勉強会を開催し、より系統的に家族支援を行います。また、地域の幼稚園・保育所に通いながら通園を利用する並行通園児に対しては、関係する園と連携を図りながら地域支援を行います。

今年度は5クラス設定する予定です。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 新しい環境で不安が高い新1年生保護者を対象に、卒園児交流会を実施します。保護者同士の情報交換、通園在籍時の担任スタッフとの相談などにより、スムーズな学校への移行を支援します。

イ 家族への精神的なサポートを前提とし、必要時には関係機関と迅速な連携を行い個々の家族のニーズに合った支援を行います。また、親子通園時に兄弟児を預かる兄弟児保育を親の会と協同で実施し、家族支援の充実を図ります。

ウ 個別療育日を年3回設定し、集団活動では得にくい細かな個別の評価や支援の試行等を実施します。また、保護者には個別療育日に面談を行い、個別支援計画書の確認・振り返り、評価・支援方法の伝達を行います。

(3) 定員 40人

(4) 通園設定日数 212日

(5) 事業内容

ア 治療・機能訓練

運動機能の向上及び二次障害の防止のため、発達段階に応じた個別評価・機能訓練を実施します。また、プール利用等の遊びを取り入れた療育を実施します。

イ 集団活動・個別活動

運動能力の向上、感覚・認知能力の向上、コミュニケーション能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を目標に、親子遊び、感覚遊び、音楽リズム、教材指導、製作活動等個々の児童の発達状況にあわせた集団及び個別での活動を行います。

ウ 生活支援

食事、排泄、着替えなど日常生活動作の向上や健康の増進を図るための支援を、家

庭との連携により実施します。摂食機能に障害のある児童については、食事の場面等において必要な訓練等を行います。

エ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、個別面談、保護者教室、家族教室、父親勉強会等を通じて家庭生活と療育に一貫性をもたせ、療育効果が家庭においても発揮されるよう支援を行います。

また、保護者の精神保健に配慮して、個別の相談に応じます。

オ 行事

通園施設全体で行うレクリエーション大会やお楽しみ会、クラスごとに行う誕生会、園外プログラム等の定例的な行事や季節感のある行事を実施します。併せて、卒園児のフォローを目的とした卒園児交流会を実施します。

カ 交流保育

近隣の保育園と連携し、健常児との交流保育を定期的 to 実施します。

2-2 横浜市北部地域療育センター知的障害児通園施設

(1) 運営方針

主に緑・都筑区の就学前の知的障害や発達障害のある児童を対象に、集団及び個別での療育を実施します。

原則として親子通園の形態をとり、定期的に保護者が療育場面に参加をすることで、療育の基本的考え、療育の技術および児童の特徴を学ぶための支援を行います。通園のみでなく家庭や地域で児童が自信をもって行動できるよう、生活に即したプログラムを取り入れて、療育効果が発揮されるよう支援を行います。

また、保護者教室や家族教室に加え今年度より父親勉強会を開催し、より系統的な家族支援を行います。また、地域の幼稚園・保育所に通いながら通園を利用する並行通園児に対しては、関係する園と連携を図りながら地域支援を行います。

今年度は13クラス設定する予定です。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 新しい環境で不安が高い新1年生保護者を対象に、卒園児交流会を実施します。保護者同士の情報交換、通園在籍時の担任スタッフとの相談などにより、スムーズな学校への移行を支援します。

イ 家族への精神的なサポートを前提とし、必要時には関係機関と迅速な連携を行い個々の家族のニーズに合った支援を行います。また、親子通園時に兄弟児を預かる兄弟児保育を親の会と協同で実施し、家族支援の充実を図ります。

ウ 個別療育日を年3回設定し、集団活動では得にくい細かな個別の評価や支援の試行等を実施します。また、保護者には個別療育日に面談を行い、個別支援計画書の確認・振り返り、評価・支援方法の伝達を行います。

(3) 定員 50人

(4) 通園設定日数 212日

(5) 事業内容

ア 集団活動・個別活動

コミュニケーション能力の向上、感覚・認知能力の向上、運動能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を目標に、親子遊び、ルール遊び、運動遊び、音楽リズム、感覚遊び、教材指導、製作活動等集団の相互作用を活かした活動及び個々の児童の発達状況にあわせた個別活動を行います。

イ 生活支援

食事、排泄、着替えなど日常生活動作の向上や健康の増進、地域社会での適応能力の向上を図るための支援を、家庭との連携により行います。

ウ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、個別面談、保護者教室、家族教室、父親勉強会等を通

じて家庭生活と療育に一貫性をもたせ、療育効果が家庭においても発揮されるよう支援を行います。

エ 行事

クラス合同で行うレクリエーション大会やお楽しみ会、クラス毎に行う誕生会、園外プログラム等の定例的な行事や季節感のある行事を実施します。併せて、卒園児のフォローを目的とした卒園児交流会を実施します。

2-3 横浜市北部地域療育センター診療所

(1) 運営方針

主に緑・都筑区の障害のある児童またはその疑いのある児童を対象に、医学的な診断・評価・各種検査・機能訓練を行います。また、関係機関への技術支援においては、満足度調査による利用者ニーズを踏まえ、医療専門職の派遣について積極的に協力します。併せて、地域の医療機関との連携を図るとともに、学齢障害児に対する相談、専門医療、生活支援等に関するシステム整備を継続して行います。

(2) 平成 23 年度における重点的な取組み

ア 初診待機児を解消するために、診察枠の見直しを行います。

イ 利用者のサービス向上を目的として、初診待ちの利用児を対象とした面接相談の実施や親子で参加できる集団遊びの場「にこにこ広場」を設置します。

ウ 保護者支援の一つとして、療育講座を開催して障害に関する知識や支援方法を学ぶ機会を提供するとともに、併せて保護者の精神的サポートを行います。

(3) 事業内容

ア 診療（診療科目）

・精神科 ・神経科 ・小児科 ・リハビリテーション科 ・耳鼻咽喉科

イ 各種クリニック

利用児に対して補装具を提供するため、ブレースクリニック及びシーティングクリニックを開設し、処方等を行います。また、リハセンターの協力を得て、整形外科的検診を実施します。

摂食機能に障害のある児童の支援については、医師、看護師、理学療法士、栄養士等関係職種が連携して摂食クリニックを開設し、口腔機能、食器操作等の評価を行い、訓練支援を実施します。

ウ 医学的検査

医師の処方に基づいて、脳波検査、脳波聴力検査を中心とした臨床検査を行います。

エ 機能訓練

理学療法、作業療法、言語療法、聴能訓練、心理指導を各専門職員により実施します。

オ 外来グループ

早期療育の一環として、低年齢児あるいは障害の診断が確定しない児童に対する評価・治療や地域の幼稚園・保育所に並行して通っている児童に対する支援及びそれぞれの保護者に対する支援等を行います。

カ 保護者教室

外来利用児の保護者に対して、保護者支援の一環として医師その他専門職員による保護者教室を実施します。また、外来・通園等を問わず、センター利用児の保護者を対象としたて開催する療育講座について、引き続き基礎的な内容から応用にわたるテーマを設定し、実施回数及び内容の充実を図ります。

2-4 横浜市北部地域療育センター障害児地域巡回事業

(1) 運営方針

区福祉保健センター、児童相談所、リハセンター等との連携を図りつつ、緑・都筑区内における地域療育システムづくりを推進するため、関係機関・施設等が必要とする専門サービスを提供します。

また、関係機関への技術支援については、療育セミナーの開催や満足度調査による利用者ニーズを踏まえ、幼稚園・保育所への訪問を強化します。また、不適切な養育状態にある子どもに対する支援を強化するため、児童相談所との定期的な連絡会議を開催し、障害児の地域生活を支援する連携システムの強化を図ります。

さらに、小学校における発達障害児等への対応を支援するために、学校訪問によるコンサルテーションや教職員を対象とした研修会を開催する等の学校支援事業を引き続き行います。

(2) 平成 23 年度における重点的な取組み

ア 関係機関からのニーズに応えるため、他部門の職員の協力のもと、訪問事業を強化します。

イ 不適切な養育状態にある子供に対する支援を強化するため、児童相談所との定期的な連絡会を開催します。

ウ 地域で障害児を支える仕組みづくりのため、併設する葛が谷ケアプラザと連携して療育ボランティアの育成を行います。

(3) 事業内容

ア 療育相談

緑・都筑区の区福祉保健センターに医師等専門職員を派遣し、乳幼児健診と連携した障害の早期発見のための 4 か月児、1 歳 6 か月児療育相談を、区福祉保健センターのスタッフと合同で、原則として各区、各月 1 回（半日）実施します。

イ 幼稚園・保育所、地域訓練会への技術協力

障害児が在籍している幼稚園・保育所、地域訓練会に専門職員を派遣して相談に応じるとともに、療育上の技術協力を行います。また、必要に応じて、センターの利用につなげるなど、きめ細かい支援を行います。今年度は、他部門の職員の協力を得て訪問事業を強化します。

ウ 区福祉保健センター、児童相談所等との連携強化

障害児の地域での生活を支援するため、区福祉保健センター、児童相談所、特別支援教育総合センター等との連携体制を強化するとともに、利用者の処遇計画の立案・実施について必要な情報の交換や連絡調整機能を充実させます。

エ センター利用児等への支援

センター各部門と協力して、家庭やセンター利用児等が通う幼稚園・保育所及び学校等を訪問する等、必要な支援を行います。

オ 療育セミナー

地域の幼稚園・保育所に対して障害の正しい理解を深め、センターの円滑な利用を図り、障害児に関する医学・療育知識等を研修する機会の提供を目的として、療育（障害児保育）セミナーを引き続き実施します。

カ 学校支援事業

小学校の教職員を対象に、発達障害児等への対応について、療育センターの有する専門性を発揮し、学校訪問によるコンサルテーションや研修の実施を内容とする技術支援を行います。

具体的には、教室等の環境設定に関することや児童とのコミュニケーションに関する助言及び特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修等を行います。

キ 児童相談所との連絡会

虐待等の不適切な養育状態にある子どもに対する支援を強化するため、児童相談所との定期的な連絡会議を開催します。

2-5 横浜市北部地域療育センター児童デイサービス事業所（ぴーす中川）

(1) 運営方針

主に緑・都筑区の就学前の高機能発達障害児に対する週1回の集団療育、保護者に対する支援及び利用児が並行利用する幼稚園・保育所への技術支援等を実施します。

北部センター本体と一体的に運営を行うとともに、関係する他部署の職員との連携に努め、一人ひとりの子どもが地域の中で自信をもって、安心して生活できることを目指します。

(2) 平成23年度における重点的な取り組み

ア 高機能発達障害児に対する集団プログラムを整理し、さらに発展させます。

イ 幼稚園・保育所の併用児が多いことから、関係機関への訪問の充実を図ります。

(3) 定員（日々） 12人（利用実人数48人）

(4) 通園設定日数 158日

(5) 事業内容

周囲に理解されにくい障害特性、認知特徴を客観的に捉え、障害特徴からくる生活しづらい側面を分析し、必要な配慮を積極的に行いながら、子どもたちが「できた」「もっとやりたい」と思えるような集団活動を展開します。

ア 集団活動

感覚・認知能力の向上、運動能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を目標に、ルール遊び、運動遊び、音楽リズム、制作活動等集団の相互作用を活かした活動を行います。

イ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、保護者教室などをおし、子どもを理解し、積極的に子育てに向かえるよう支援を行います。

ウ 関係機関技術援助

利用児にとって地域の母集団である幼稚園・保育所等と積極的に連携をとりながら、技術援助、相談支援に取り組みます。